

○伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例

平成27年 3月27日条例第 4号

伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、伊丹市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が担当する区域の設定に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- (3) センターの運営の評価及び適切、公正かつ中立な運営に関すること。
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等
- (3) 介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の利用者又は介護保険の被保険者
- (4) 市民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成17年3月制定）の規定により地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されていた者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により伊丹市地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。